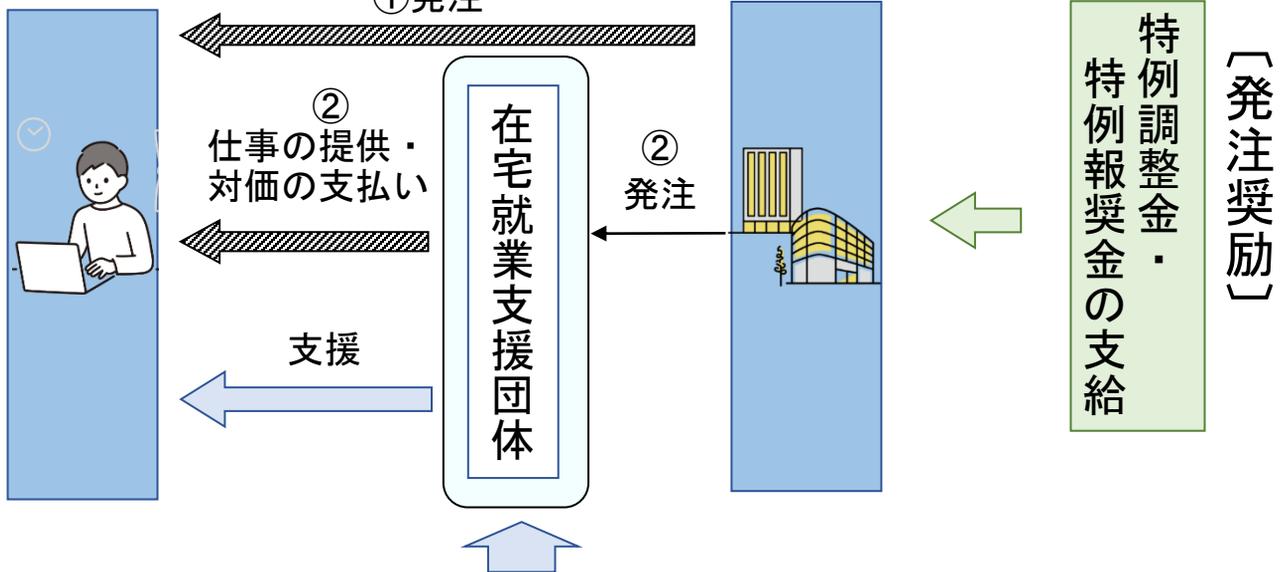


在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
 - 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）
- ※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害・求職者雇用支援機構において取り扱います。

在宅就業障害者（※）

企業



←: 在宅就業障害者
特例調整金等の
算定対象

※ 制度の対象となる障害者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が対象となります。

厚生労働大臣による登録

登録要件

- 在宅就業障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を行っている法人であること
- 常時5人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を行うこと
- 障害者の在宅就業に関して知識及び経験を有する2人以上の者を置くこと（うち1人は管理者とすること）
- 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

※ 初回の登録には登録免許税（15,000円）の納付が必要です。

◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例 ～ I T 関連業務（ホームページ作成）の場合～

(i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。

(ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。

在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。

(iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。

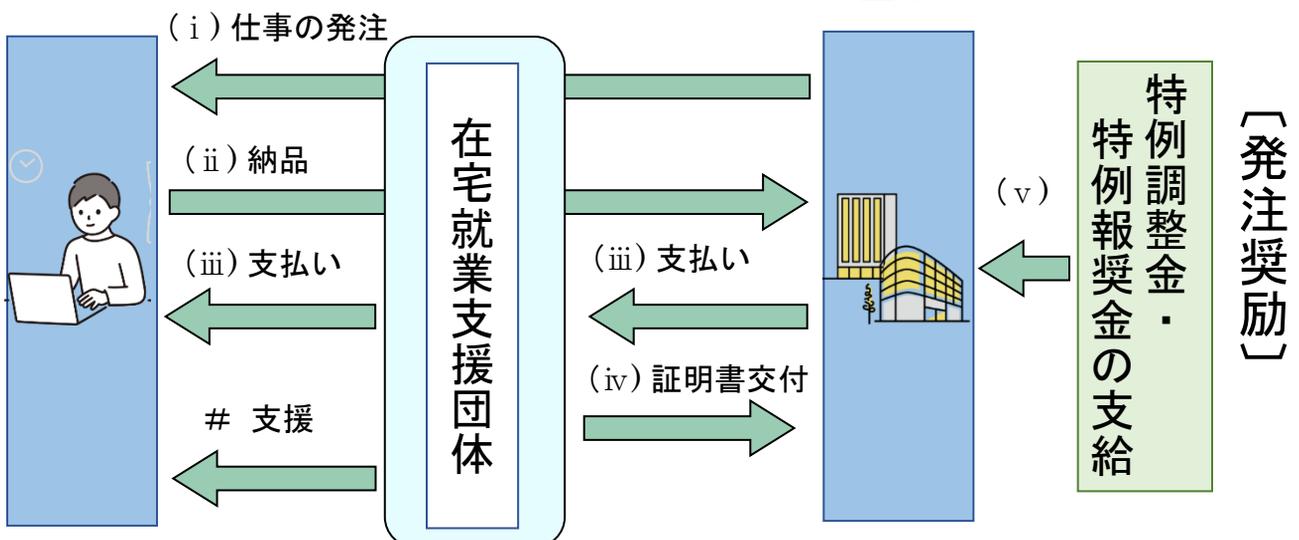
(iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。

(v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。

上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。

在宅就業障害者

企業



◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定しています。

障害者雇用調整金

(常時雇用する労働者100人超えの企業が対象)

法定雇用障害者数を超えて
障害者を1人雇用する



障害者雇用調整金の額は1月当たり27,000円なので、

年間32.4万円を支給

特例調整金

(常時雇用する労働者100人超えの企業が対象)

例えば420万円の発注を行う
(雇用1人分に相当する発注額)



年間25.2万円を支給

(年間発注総額が35万円以上の場合に支給が行われます。)

- 特例調整金の具体的な算出方法は、4頁をご覧ください。
- 特例報奨金の具体的な算出方法は、5頁をご覧ください。

※ 法定雇用率未達成企業(常時雇用する労働者100人超)については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

◎特例調整金・特例報奨金の具体的な算定方法

【特例調整金の算定式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額} * 1 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]} * 2 \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \text{[21,000円]} * 3 \\ \hline \end{array}$$

* 1 複数の在宅就業障害者に対して発注した場合は、支払い額を合算します。

* 2 評価額 (35万円) = 評価額の月額 (35万円) × 評価基準月数 (1ヶ月)

* 3 調整額 (21,000円) = 在宅就業単位調整額 (21,000円) × 評価基準月数 (1ヶ月)

※ ただし、在宅就業障害者特例調整金の額は、「在宅就業単位調整額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とします。

(例1) 事業主が在宅就業障害者に対して250万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[147,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[250万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \text{[21,000円]} \\ \hline \end{array}$$

(例2) 事業主が在宅就業障害者に対して1,000万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例調整金} \\ \text{[588,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[1,000万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \text{[21,000円]} \\ \hline \end{array}$$

【特例報奨金の算定式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への} \\ \text{支払い総額}^*1 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]}^*2 \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{報奨額} \\ \text{[17,000円]}^*3 \\ \hline \end{array}$$

* 1 複数の在宅就業障害者に対して発注した場合は、支払い額を合算します。

* 2 評価額（35万円）＝ 評価額の月額（35万円）× 評価基準月数（1ヶ月）

* 3 報奨額（17,000円）＝ 在宅就業単位報奨額（17,000円）× 評価基準月数（1ヶ月）

※ ただし、在宅就業障害者特例報奨金の額は、「在宅就業単位報奨額 × 各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の年間の合計数」を限度とします。

（例 1）事業主が在宅就業障害者に対して250万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ \text{[119,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[250万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{報奨額} \\ \text{[17,000円]} \\ \hline \end{array}$$

（例 2）事業主が在宅就業障害者に対して1,000万円の発注を行った場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者} \\ \text{特例報奨金} \\ \text{[476,000円]} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{ある企業の年間の} \\ \text{在宅就業障害者への支払い総額} \\ \text{[1,000万円]} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額 [35万円]} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{報奨額} \\ \text{[17,000円]} \\ \hline \end{array}$$

◎主な提出書類

①登録申請関係書類

	様式
<input type="checkbox"/>	在宅就業支援団体登録申請書（様式第7号の2）
	欠格事項に該当しないことの証明
<input type="checkbox"/>	申請法人が法第74条の3第3項各号の規程（欠格条項）に該当しないことを説明した書面
	添付書類
<input type="checkbox"/>	定款または寄付行為
<input type="checkbox"/>	申請法人の役員の氏名
<input type="checkbox"/>	申請法人が行う実施業務の具体的な内容
<input type="checkbox"/>	在宅就業障害者の氏名及び身体障害者手帳の交付番号等、在宅就業障害者が対象障害者であることを明らかにする事項を記載した書面
<input type="checkbox"/>	在宅就業障害者が在宅就業を行う場所が当該在宅就業障害者の自宅以外の場所であるときは、厚生労働省令で定める場所であることを明らかにする書面
<input type="checkbox"/>	管理者以外の従事経験者の氏名及び経歴
<input type="checkbox"/>	管理者の経歴
<input type="checkbox"/>	実施業務を行うために必要な施設及び設備の概要

②業務規程の届出（在宅就業障害者に係る業務開始前に提出）

	様式
<input type="checkbox"/>	業務規程届出書（様式第7号の4）
	添付書類
<input type="checkbox"/>	業務規程

登録後は、在宅就業契約に基づく業務の対価として支払った金額等を記載した帳簿の保存が必要です。また、毎年定期報告を行うほか、登録事項に変更があった場合は届出が必要です。

詳細は、在宅就業支援団体関係業務取扱要領をご覧ください。